## 令和3年度

## 第1回福岡市地域包括支援センター運営協議会 議事録(要旨)

1 日 時

令和3年8月23日(月) 14時00分~15時40分

2 場 所

オンライン開催(事務局:TKP ガーデンシティ PREMIUM 天神スカイホールサウスルーム)

3 出席者

福岡市地域包括支援センター運営協議会委員 16名 (欠席:1名)

- 4 開会
- 5 委員自己紹介
- 6 会長・副会長選出

事務局

会長・副会長は、運営協議会設置要綱第5条第2項に、委員の互選により定めると規定されている。

会長・副会長の推薦について意見があればお願いしたい。

(意見なし)

事務局から提案させていただく。

会長には、本協議会の前会長を務めていただいた久留米大学大学院客員教授の鬼﨑(きざき)委員に、副会長には、この度、藤本委員の後任として就任していただいている弁護士の弓(ゆみ)委員にお願いしたいと思うが、いかがか。

(異議なし)

会長を鬼崎(きざき)委員に、副会長を弓(ゆみ)委員にお願いしたい。

(挙手にて了承)

#### 7 協議内容

#### (1) 地域包括支援センターの運営体制について

事務局 地域包括支援センターの運営体制について説明。

委 員 離職者は、一番長い人でどのくらい在籍しているか。

事務局 一番長い方で10年程度ではないかと思う。

委員 地域密着のことを考えると離職率も気になる。相談内容がとても複雑化しているため、経験年数の長い職員がある程度在籍された方が良いと思う。

会長し退職理由は、何か。

事務局 退職理由は、県外への転居、転職、病気、介護、子育て、業務不適応等である。

会 長 福岡市では、やはり配偶者の県外転居でやむを得ず退職するといったケース も結構あるのか。

事務局 県外転居に伴う退職は、普通にある。

委員 職員の退職から新たな職員の確保までの期間はどのくらいか。

事務局 職員の確保は、令和3年度は欠員発生後概ね1か月から1か月半で確保できている。ただし、年によって差はある。

会 長 保健、医療、介護分野のリクルートは、難しさがあるかと思う。

- (2) 新型コロナウイルス禍における地域包括支援センターの運営概況について
- (3) 令和3年度地域包括支援センターの運営について

事務局

新型コロナウイルス禍における地域包括支援センターの運営概況、令和3年 度地域包括支援センターの運営について説明。

委員

コロナ禍を理由に対面での退院時カンファレンスが非開催になっていると報告されているが、今も続いているとしたら影響が大きい。現在の開催状況はどうなっているか。

事務局

退院時カンファレンスの対面での開催抑制は病院によって判断が異なるが、 続いているものと思われる。オンラインでの開催に切り替えている病院も出て きているようであるが、基本は電話で連絡しあっているようである。

委員

退院時カンファレンスは、関係者が一堂に顔を合わせることで話がスムーズ に進むと思うが、資料にある「課題整理等に要する時間が増加している」とい うのはどういうことか。

事務局

病院からケアマネジャーに一報があり、ケアマネジャーを中心に支援内容等が調整されるが、関係者が一堂に会することができないことで手元に資料がなく、現状や支援時の課題の把握に時間を要している、といったことが起こっているようである。

改善策として、病院によってはオンラインによる退院時カンファレンスを開催しているようである。

委員

認知症の人と家族の会(以下「家族の会」という。)が福岡市から受託している電話相談では、認知症家族から、集まって参加する機会が減ったことで様々な話ができないことによる相談も受けている。

相談内容が日常生活自立支援事業や権利擁護に関するものであれば、いきいきセンターを案内、また、インターネットができる方には県医師会が発行している認知症ケアハンドブックを参考にして、後の専門的なことは各専門団体に聞いていただくよう助言している。

市内に住んでいる子からの「市外の親を遠距離介護しているのでどうしたらいいか」という相談が多くなっている。これにアドバイスできるようチェックリストのような資料の作成を考えているが、なかなか先に進めることができていない。また、最近の傾向として、権利擁護や遠距離介護のポイントに関する相談、離職して親を介護しなければならないのでどうしたらいいかといった相談、給付金制度を利用して介護しているということなどを聞いている。

事務局

遠距離介護に関するセンターの相談対応状況としては、センターが、コロナ 禍で自由に帰国できない海外在住家族と e メールで連絡をとっている状況は 把握している。

会 長

協議資料の7ページ(2)権利擁護業務の中で、日常生活自立支援事業の利用の申込みから利用できるまで数か月待ちと記載されているが、説明いただきたい。

委 員

一昨年、昨年くらいまでは、利用の申込みから開始まで数か月かかりご迷惑をかけていたが、昨年くらいから区社会福祉協議会(以下「区社協」という。)のソーシャルワーカーも相談の初期から入ることとなった。アセスメントを行いながら専門員と一緒に相談者を調査して、市社協に申請書をあげて早く事業を展開できるよう、市社協及び区社協が全力をあげて取り組んでいる現状がある。

一昨年より前のような数か月待ちというケースは少なくなってきている。ただ区によっては申込みが多く、お待たせすることが続いているが、ずいぶん改善されてきた気がする。また、高齢者だけでなく精神障がいの方からの相談が非常に増えてきている。

相談者とのやり取りや調査に時間がかかるということもお待ちいただく要因になっている。この課題については、従事する職員の体制も整えながら適正な運営ができるよう努力していきたいと考えている。

事務局

委員から説明があったとおり、一昨年、昨年に比べればずいぶん改善しているのではないかと考えている。

日常生活自立支援事業の職員体制の強化については、全国的な課題でもあると捉えている。

会 長

おそらく新型コロナウイルスが蔓延した状況の下で、なかなか迅速に対応し にくいこともあろうかと思うが、ぜひ頑張っていただきたい。

委 員

まず、新型コロナウイルスに関してだが、職域接種ということでワクチンをケアマネジャーに優先的に接種いただき、感謝している。ケアマネジャーからは「これで私達も、地域でコロナ禍における訪問等を安心して行える」との声が上がっている。

2点目、地域包括ケアという考え方は平成18年から始まり、もう15年経つ。 そして今、共生社会ということで動いてきている。このため、専門職や相談支援機関の垣根を取りながら、全域的に子どもも障がい者も高齢者もという総合相談の形を考える必要があると思っている。

この運営協議会が、次の展開を提言できるような協議会になっていけば良い

と思っている。

会 長

ありがとうございました。委員からは、これからもますます職種や相談支援 機関の連携を取りながら総合相談をより充実させていければという意見でし た。貴重なご意見ありがとうございました。

委員

2点、お尋ねしたい。

1点目は、権利擁護業務の研修に関して、である。

権利擁護業務、虐待対応は、家族、親族の中で起きる、密室の中で起きるため強力に介入していくという本当に難しい行為であり、通常の相談業務とは大きく異なる。この4月から新たに2つの法人が受託しているが、この4月以降、市で何らかの対応をとっていたのだろうか。

事務局

新たにセンターに入職された方向けに、毎年4月に新任職員向けの研修を行っている。今年は新型コロナウイルスの関係で7月に開催した。

この研修では、市で定めている虐待防止マニュアルについて、初動期の対応を中心に確認している。またあわせて区の権利擁護担当主査から昨年度の事例を使って、区の対応、センターの対応を含めた事例の対応状況を話したところである。

委 員

2点目。

今、国・県レベルの研修をほぼオンラインで実施している。前回の運営協議会において、「各地域包括支援センターにおいて、職員が研修を受けることができるオンライン環境が整っているか。」について質問した際、「十分整っていない、未整備である。」との回答であったと記憶している。コロナ禍における今のような状態がまだ続くと思われるが、オンライン環境の整備は、運営法人にお願いするような感じになるのか。

事務局

協議資料の 7 ページにも記載しているが、オンライン環境の整備については、ほぼすべてのセンターで終わっている。また運営法人からは、「どのセンター職員も、運営法人かセンターで受講できる体制は整っている」との報告を受けている。

委員

オンライン研修を受講できる環境は整っているとのことで安心した。

最後に1点、権利擁護業務の虐待対応の相談件数を挙げているページ、令和 2年度のデータは、虐待の5類型が記載されているが、これは厚生労働省に報 告するデータと同一と考えてよろしいか。 事務局

こちらのデータは、厚生労働省の分類等に基づいて集計している。考え方は 同一である。ただし、業務統計として集計しているので、厚生労働省に報告す るデータとは異なる。確認のうえ後日返答したい。

委員

確認させていただきたい意図としては、通常、厚生労働省に報告する5類型のデータは1つの虐待事案に身体的、経済的の2つの虐待類型が当てはまる場合や、放棄放任と身体的虐待が当てはまる場合など、複数の虐待類型を報告できる。このため、福岡県の資料を見てみると、この5類型のパーセンテージを合計した際、ほぼ140とか145とかになるが、福岡市の場合は、パーセンテージの合計値がきれいに100%になる。このため、1つの事案を無理に1つの類型に当てはめて集計しているのではないかと考えたからである。

また、市の経済的虐待が8%であるのに対し、福岡県の例年のデータは大体20%前後であり、その年によって2~3%という若干の増減はあるが、市のパーセンテージが通常、国や県の半分以下なので虐待の認定の取り方が少し違うのではないかと少し危惧したところである。以上について、事務局からの回答を待ちたい。

事務局

虐待統計は5類型の複数選択としているので、無理に1つの事案に1つの類型を当てはめていることはない。1つの事案でも複数の虐待類型が該当すれば複数の類型を選択している。

パーセンテージの合計値が100%になるという点については、複数選択の結果、令和2年度が6,151件の虐待類型を認めているということで、6,151件を分母に、各虐待類型の割合を算出している。このため、各虐待類型のパーセンテージの合計値は100%となっている。

委員

わかりました。集計方法が厚生労働省の統計とは違う、ということですね。

事務局

先ほど、委員より今年度新たに受託した法人が2法人と言われたが、正しくは3法人です。よろしくお願いします。

会 長

新たに受託した法人は、3 法人ということですね。他に質問等はありますか。

ないようですので、令和3年度の地域包括支援センターの評価についてスケジュールも含めて、何かご質問等があればお願いします。

評価のあり方、進め方というのはなかなか難しく、これまでもいろいろな意見があっているところ。今回は新型コロナウイルスの影響もあり、スケジュールがタイトになっていると思った。何かありませんか。

ないようですので、協議資料14ページに記載されている評価の期間、スケ

ジュールも含めてこの案で進めてよろしいか。よろしければ挙手をお願いします。

(挙手にて承認)

全員がよろしいということで進めさせていただきたいと思います。ありがと うございました。

#### (4) 令和2年度事業資金収支決算概要について

事務局 令和2年度事業資金収支決算概要について説明。

会 長 運営法人ごとに収支状況に大きな違いがあるが、質問等があればお願いします。

委員 福岡医療団は赤字幅が大きいが、何か理由はあるか。

事務局 職員一人当たりの人件費が理由と聞いている。

委員 この赤字は繰越になると思うが、大丈夫なのだろうか。よくあることなのか。

会 長 赤字幅が大きいということで、心配も含めての質問と思われるが。

事務局 この事業活動収支は、一年間の委託料等に対する事業の収支状況をみている もので、法人全体のこの事業に関する収支状況をみているものとは異なる。 福岡医療団様は、他に病院事業等をされており、法人全体の会計の中で資金 を運用しているものと思われる。

会長 他に質問はありませんか。質問がなければ、協議事項4について了承いただいたということでよろしいか。

(挙手にて承認)

# (5) 指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業業務の居宅介護支援事業者への一部委託について

事務局 指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業業務の居宅介護支援事業者 への一部委託について説明。

会 長 協議事項5について、承認の要件を満たす事業所が280事業所、特例で委託 を認めている事業所が7事業所となっています。何かご質問やご意見があれば お願いします。

委員 大阪と東京の事業所があるが、法人が大阪や東京なのか、事業所は福岡にあるが、法人が大阪や東京なのか。事業所本部が大阪などにあるからこのようになっているのか。このように見てよいか。

事務局 大阪、東京ともそれぞれ居宅介護支援事業所が大阪、東京に所在している。 おそらく住民票はこちらにあるが、利用者が大阪や東京に転居している関係で 受けていると認識している。

委 員 住所変更をしていないからということになるのか。

事務局 または、住民票をこちらに置いたまま施設に入っている方がおり、そういう 方が県外に行く場合が多いようである。

会 長 大体、子どもの関係で異動しているとかそういう関係でよいか。

委 員 今の件で、住所地特例でそのままになっている可能性があるのでは。

事務局 それはあると思う。

会 長 ありがとうございます。他に質問はありませんか。 それでは協議事項5について承認をいただきたいと思います。

(挙手にて承認)

#### (6) 地域包括支援センターの移転について

事務局

地域包括支援センターの移転について説明。

会 長

事務所が手狭になったため移転したということです。何かご質問やご意見はありませんか。

全ての協議事項には承認をいただいたわけですが、時間がありますので、地域包括支援センターのことに関して他にご意見、ご質問があればお願いします。

委 員

介護予防について、虚弱の方以外で、ちょっと出かけて行って皆と話をしていた方が急に認知症になった、個人で仕事をされていた方が仕事の量が減って家にいることが長くなりうつ状態になったなど、もともと虚弱でない方の機能低下の話を最近よく聞く。虚弱でない方のフォローがこれからとても必要になってくるのではないかと感じたところ。地域包括支援センターは、虚弱の方、虚弱でない方の双方に対応しているのではないかと思うが、教えて欲しい。

会 長

民間の立場から今の意見に対して答えられることがあれば、お願いします。

委 員

家族の会も事務局を置く施設が閉鎖になったため、毎月発行している会報誌 の編集を、担当者が自宅で行っており、オンラインで会合している。

電話相談は2台の携帯で、土日を除き全て受けている。先週は毎日1件1時間、同じ方から3回かかってきた。少しうつ気味と思われる方もいる。

問い合わせで、集まって話をしたいという相談もあるが、8月分は全て中止した。家族の会としては認知症を抱えている、悩んでいる方が直接来て話をされる2時間足らずだが、そこでいろんな仲間作りをされたりしているので、9月も施設の閉館日と重なっているが、代替日での開催ができないか検討している。10月からは参集とZOOMのハイブリッドで集まる場所を作って開催していこうかと考えている。家族の会としては、施設の閉鎖中、事務局をどうするか、家族の集いの場の確保など、取り組むべき課題が見えてきたところである。

もう一点、家族の会の専用アドレスがある。9月のアルツハイマー講演会の ちらしにも掲載するが、専用アドレス宛に問い合わせていただければ悩み相談 も可能と考えている。

会 長

貴重な意見と説明ありがとうございました。事務局からは何かありますか。

事務局

委員の質問に関しては、確かに今、コロナ禍で閉じこもりが原因で、要介護 状態になったり認知機能が低下したりという相談が寄せられている。この状況 下にあっても人との交流やコミュニケーションをとるということが、非常に重要だと感じている。この点の啓発は昨年度から行っている。

今年度は高齢者のオンラインチャレンジ講座を公民館や老人福祉センターにおいて、地域の高齢者の方がスマートフォンやタブレット等を使って他者と交流できるような講座を実施しようとしているところである。できるだけ皆さまのフレイルが進まないよう、今後も取り組んでいきたいと考えている。

委 員

コロナ禍が長期化かしている中、自分の周囲で、数か月前に会って元気だった方が次に会うと娘さんが金銭管理や送迎もしているという状態になったりしているということなど、よく耳にするようになった。このため、何か手立てはないかと思った。

オンラインというのもなかなか難しく、他の集まりでもオンラインの研修を しようと思って日程を組むと緊急事態宣言でキャンセルになって、ずっと延期 になって講習さえできない状態である。今回は、気になったので質問した。

委員

先ほどの委員の意見にもあったように、民生委員の訪問活動も 7~9 月は活動自粛、訪問禁止ということで、ポストインは良いけれど対面はさけるように、ということを続けてきた。夫婦でコロナに罹り、ごはんをどうするか、耳が遠いから電話に出ないなどコロナ禍においても相談がたくさんあった。

民生委員はマスクを着用のうえ訪問し、おむつなどを買いに行くなど、様々な対応をたくさんしている。土曜、日曜に限ってそういったアクシデント、問題発生が多い。そういう対応も含めて、民生委員は通知の線引きを超えて活動を行っていたという状況がある。現在も同様。単なるスマートフォンの研修よりいきいきセンターの対応をもう少し潤滑に幅が広がるようにと願っている。民生委員はコロナ禍で少し動きすぎかなと思っている。

会 長

以上をもちまして本日の協議を終了したいと思います。委員の皆様から熱心なご意見をいただきありがとうございました。 それでは進行を事務局にお返しします。

事務局

本日は、ご議論、ご意見をいただきありがとうございました。

次回は来年2月の開催を予定しています。協議会の開催につきましては改めてご案内させていただきたいと思いますので、ご出席の程よろしくお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

### 8 閉会